

四国地方整備局における総合評価方式の実施方針

四国地方整備局においては、公共工事の品質確保の促進を図るため、総合評価方式をより積極的かつ効果的に活用する観点から、総合評価方式の実施方針を以下のように定める。

第1 総合評価方式の適用

(1) 総合評価方式とは

総合評価方式とは、「価格」と「価格以外の要素（技術力）」を総合的に評価し落札者を決定する方式である。「価格以外の要素（技術力）」の評価結果を数値化した技術評価点数（標準点＋加算点）を企業の入札価格（予定価格以下であること）で除して算出された数値（＝評価値）が最も高い業者を落札者とするものである。

技術評価点数：標準点＋加算点

標準点：要求要件を満足する技術提案に対して100点の標準点を与える。

加算点：技術提案に対し評価基準に基づき評価した加算点を与える。

また、いわゆるダンピング受注については、これまでも対策を講じてきたところであるが、低価格入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価す

る新たな総合評価方式として、「施工体制確認型総合評価方式（以下「施工体制確認型という。）」を試行することができるものとする。施工体制確認型における技術評価点数は以下のとおりとする。

技術評価点数：標準点＋加算点＋施工体制評価点

施工体制評価点とは、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を評価基準に基づき評価し与えるものである。

（２）総合評価方式の適用

総合評価方式は、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とする。

また、低価格入札の発生状況を踏まえて、施工体制確認型を積極的に適用するものとする。

（３）総合評価方式の方式

総合評価方式の適用に当たっては、工事の技術的な特性に応じて次に掲げるいずれかの方式を選択する。

１）高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める場合で、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

２）標準型

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事において、競争参加者に施工上の工夫等の技術提案を求め、環境の維持、交通の

確保、特別な安全対策、工期の短縮等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

3) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格を総合的に評価するもの。

[別紙 図－1 参照]

第2 総合評価方式の加算点及び施工体制評価点の評価要素

(1) 加算点の評価要素

総合評価方式の加算点の算定は、「技術提案の評価」、「技術者の評価」及び「企業の評価」の3つの評価要素より行うものとする。

1) 技術提案の評価

競争参加者から技術提案を求め、工事毎にあらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の評価を行うものとする。なお、技術提案の内容が適正でない場合は競争参加を認めない。また、一定水準以下の技術提案の場合も競争参加を認めないとする事が出来るものとする。

○内容が適正でない技術提案とは、

- ・ 提案内容に対する根拠が明らかでない技術提案（簡易型の技術提案で経験等に基づく施工上の工夫等の提案は除く）
- ・ 他の施設管理者等と新たな協議を必要とし、履行できる保証のない技術提案
- ・ 現地の気象、地形、地質等の条件が考慮されていない技術提案
- ・ 労働安全衛生規則等の法律、規則に抵触する技術提案

- ・ 入札説明書等で定められた、技術提案を求める範囲を逸脱した技術提案

等と言う。

○一定水準以下の技術提案とは、

- ・ 品質等の向上効果が、一定水準以上あると認められない技術提案等と言う。(求める水準は工事内容に応じて設定する事が出来るものとする。)

2) 技術者の評価

競争参加者から配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行うものとする。

3) 企業の評価

競争参加者から企業の同種・類似工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種・類似工事の施工実績等の評価を行うものとする。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成るものとし、「基本企業評価」の評価点がマイナスとなった場合は、競争参加を認めないものとする。

(2) 評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、別紙 表-1、表-2の評価項目等により行うものとする。

(3) 施工体制確認型の適用及び施工体制評価点の評価要素

施工体制確認型は標準型及び簡易型に適用するものとし、施工体制評価点の算定は「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。(別紙 表-3)

第3 評価要素の評価点から加算点への換算

(1) 加算点への換算

競争参加者の技術提案に対する加算点は、総合評価の方式に対応し該当する評価要素（技術提案の評価、技術者の評価、企業の評価）の評価点の総和（＝合計評価点）を基に、これを総合評価の方式及び工事規模により該当する「加算点幅」に換算したものをもって加算点とするものとする。

なお、この換算に当たっては、同一工事の競争参加者の間で、最も高い合計評価点の競争参加者に加算点幅の満点を、また、最も低い合計評価点の競争参加者に0点を与え、その間の競争参加者の加算点は按分し算定する事も出来るものとする。

(2) 方式毎の評価要素と適用加算点

1) 高度技術提案型

評価要素としては技術提案の評価のみとし、適用加算点は工事の技術的特性を踏まえ、50点までの範囲で適宜設定するものとする。

2) 標準型

※「政府調達に関する協定」適用工事の場合

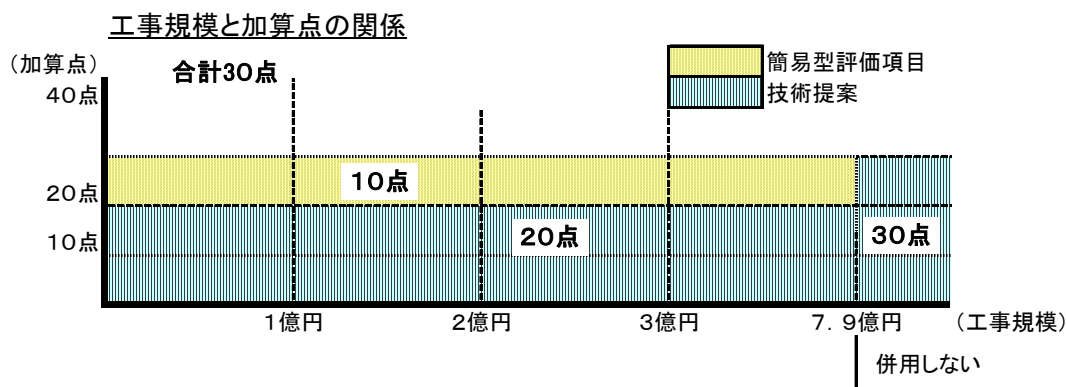
評価要素としては技術提案の評価のみとし、適用加算点は30点とする。

※「政府調達に関する協定」適用外工事の場合

評価要素としては、技術提案の評価、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、適用加算点は、技術提案の評価点に対応する部分は20点、その他の部分は10点に設定するものとする。

※国の建設工事の調達においては、H20.4.1～H22.3.31の間は7.9億円以上が対象となる。

●標準型

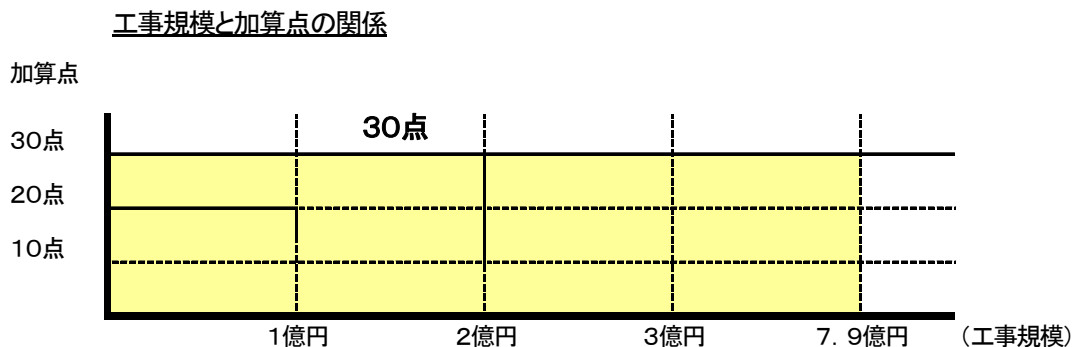


3) 簡易型

評価要素としては、技術提案の評価、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、加算点幅は下図のとおりとし、30点に設定するものとする。

なお、本方式は、「政府調達に関する協定」適用工事には適用しない。

●簡易型



4) 施工体制確認型における適用加算点

施工体制確認型を適用する場合の加算点は、標準型で10～70点まで、簡易型で10～50点までの範囲内で工事内容に応じて適切に定めることができる。

通達※：国地契第72号「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(H18.12.8)

第4 落札者の決定方法

「高度技術提案型」、「標準型」、「簡易型」のいずれの総合評価方式においても、総合評価方式による落札者の決定は、以下の方法による。

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、下記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価値

① 入札価格が予定価格以下であること。

② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

＝（100点＋加算点）÷入札価格

標準点：要求要件を満足する技術提案について100点の標準点を与える。

加算点：技術提案に対し評価基準に基づき評価された加算点を与える。

③ 施工体制確認型においては、①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格（単位：億円）

＝（100点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

標準点：要求要件を満足する技術提案について100点の標準点を与える。

加算点：技術提案に対し評価基準に基づき評価された加算点を与える。

施工体制評価点：品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を評価基準に基づき評価された施工体制評価点を与える。

(3) 評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数位4位（5位切り捨て）とする。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{点（標準点）} \div \text{予定価格（単位：億円）}$$

(4) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

第5 総合評価の履行の担保について

(1) 履行の担保

落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、次に掲げる何れかを選択する。

1) 工事施工中に技術提案の履行が確認できる場合

→ 工事の一時中止（提案の履行が確認できるまで施工を中止する。ただし、これに伴う工期延期は行わない。）

2) 工事が完了しなければ技術提案の履行が確認できない場合

→ 工事成績の減点措置、違約金の徴収とする。

①工事成績の減点措置

$$\text{工事成績減点値} = ((A - B) / A) \times (\text{該当項目の加算点} / \text{加算点合計}) \times ※10 \text{点}$$

A：入札時の技術提案の評価（加算点）

B：施工後の実施に対する評価（加算点）

工事成績減点値は少数以下四捨五入した値とする。

※工事成績評定の「法令遵守項目」として1ヶ月未満の指名停止相当の減点を適用

②違約金の徴収

$$\text{違約金} = C - C * ((D + E) / (D + F))$$

C：当初入札金額

D：標準点＝100点

E：施工後の実施値における加算点合計

F：当初入札時に記載した技術提案による加算点合計

第6 技術提案実績等の企業評価への反映

(1) 技術提案実績の反映

各企業の「技術提案の評価」に係る評価点について、1年間の平均獲得評価点を算定する等により、繰り返し良い提案をした企業に対して基本企業評価において評価点を加点する方式を導入することとし、H18年度よりデータの蓄積を開始し、H19年度より企業評価への反映を行うものとする。なお、この措置は、有効な入札（欠格や入札辞退の場合を除く。）及び低入札価格調査の結果入札無効になった場合を対象とし、また、低価格入札（調査基準価格※以下の全入札）及び高価格入札（予定価格の120%を超える全入札）の場合は技術提案の評価は0点とみなし反映するものとする。この基本企業評価への加点措置は、建設共同企業体とその構成企業の間で連動させないものとする。従って、技術提案者が建設共同企業体の場合は、当該建設企業体のみへの加点とし構成員の企業には反映しないものとする。

※ 調査基準価格は予定価格の3分の2から85%の範囲で、「直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×5分の1」より算定。なお、特別なものについては、適宜の割合とする。

(2) 低価格入札へのペナルティ

低価格入札での工事契約は、当該工事においての品質確保の面で発注者としての不安を払拭できないばかりでなく、不利益の穴埋めなどによる他工事への影響も懸念される。このような行為は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)の理念に反するもので、総合評価方式の基本企業評価において評価点の減点を行うものとする。評価点の減点対象とするのは、低価格入札契約者で以下に該当する場合とする。

- ① 入札額の直接工事費と共通仮設費を合計した費用(以下「直接工事費等」という。)に相当する内訳額が、予定価格のこれに相当する費用に対し6割未満の場合。ただし、直接工事費等の低減に特別な理由が認められる場合は除く。
- ② 入札額の直接工事費等に相当する内訳額が、予定価格のこれに相当する費用に対し6割以上8割未満の場合。ただし、直接工事費等の低減に特別な理由が認められる場合は除く。
- ③ ①又は②以外の場合であって、入札額の現場管理費と一般管理費を合計した費用(以下「諸経費」という。)に相当する内訳額が、入札額の直接工事費等に相当する内訳額を前提に、予定価格における諸経費の直接工事費等に対する率を乗じて算定される額に対し5割未満の場合。

以上のケースに応じて、下表-1のとおりペナルティの規模等を設定するものとする。

なお、上記①及び②において、直接工事費等の低減に特別な理由が認められる場合とは、新技術の導入による大幅な歩掛かり低減、保有施設の有効活用等の場合である。

(下表-1)

減点及び期間 上記 ケース	「当該工事」を低価格入札で受注し 施工中	「当該工事」完了後	
	特別な理由が認められない旨(上記①②③該当者)の通知日から 工事成績通知までの間	工事成績通知日から次年度末までの間	
		当該工事成績65点未満	当該工事成績65点以上
①	-30点	-15点	-10点
②	-20点		
③	-15点		

※ 減点は累積するものとする。

また、低価格入札であって、落札を決定された者（予定された者含む。以下同じ。）が契約しなかった場合は、別紙 表-1、表-2の評価項目のうち「事故及び不誠実な行為等」で評価点を最大30点減点するものとする。

この措置は低価格入札での工事契約者及び落札を決定された者が建設共同企業体の場合は、その構成員へ同様の評価を適用するものとし、低価格入札での工事契約者及び落札を決定された者が単体企業の場合は、単体企業が構成員となる建設共同企業体へ同様の評価を適用するものとする。

第7 入札及び契約の過程に関する苦情処理について

入札及び契約の過程に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「四国地方整備局入札監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に処理する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成18年11月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成20年4月1日より施行する。

図一 総合評価方式の適用区分

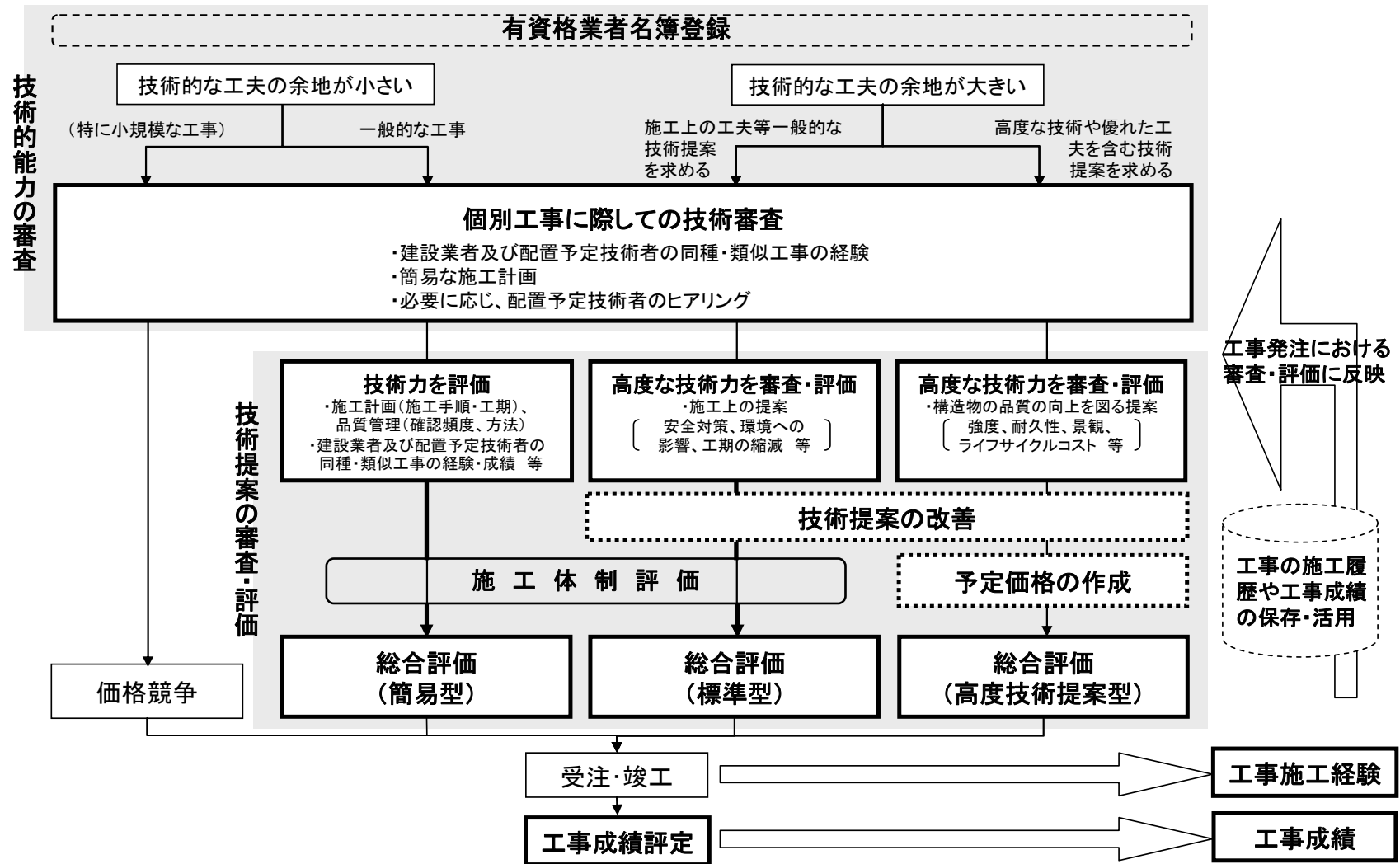


表-1

四国地方整備局における「標準型」(簡易型評価項目併用)評価項目及び評価点(案)【平成20年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	加算点	備 考	
に技術提案を評価する(※VE)	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	-	評価項目を以下の方法で加算点を算出。(ガイドライン参照) ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は20点満点、WTO対象案件は30点満点。 ○価格換算できる場合は、加算点を50点以内で設定する。	
	性能・強度等	工事的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎			
	環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎			
	合 計					20
評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備 考	
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5	港湾空港部以外(平成8年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く)に係る工事成績) 港湾空港部に限る(平成13年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)に係る工事成績) 評価対象期間は、過去3年度。	
		同種・類似の施工経験	◎	10		
		工事成績	◎	30		
		優良工事技術者表彰	◎	10		
	ヒアリング	技術者の専門技術力	◎	5		
		当該工事の理解度・取り組み体制	◎	5		
		技術者のコミュニケーション力	◎	5		
合 計				70		
評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備 考	
企業評価	基本企業評価	企業の施工実績	工事成績	◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工種) 営繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における4年間の平均点(当該工種) 工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去3年度。
			工事に係る表彰	◎	10	
			繰り返し良い技術提案の実績	◎	10	
		繰り返し良い技術提案をした実績を加点評価する。				
	地域精進度 地域貢献度 社会性	地理的条件(近隣実績)	◎	10	社会的な貢献により受けた表彰等を評価(災害貢献、地域貢献等)。評価の重複は、行わない。 評価対象期間は、過去3年度。 安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。 新技術の採用など施工技術の工夫によるコスト削減、保有設備の有効活用等、によるコスト削減の妥当性が認められない場合、諸経費等が官積算に対して一定率以上計上されていない場合は対象となる。評価は、累積するものとする。	
		社会的貢献に係る表彰	◎	10		
		事故及び不誠実な行為等	◎	0 ~ -30		
		低入札工事に対する評価	◎	0 ~ -30		
	合 計				-60~20	
	合 計				-60~70	基本企業評価点合計がマイナスの場合、競争参加資格を認めない
その他企業評価	地理的条件(営業拠点)		△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用 AS舗装、海上作業船団施工体制 AS舗装、海上作業船団工事に適用	
	地理的条件(島内製作工場の有無)		△	5		
	AS舗装、海上作業船団施工体制		△	10		
	合 計					20
				-60~140	(◎のみ) 評価点の総和(=合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点」に換算し、加算点を算定する。	

◎:原則必須項目とする ○:積極的に評価する項目 △:評価してもよい項目

※VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

「技術提案評価」、「技術者評価」、「企業評価」の各項目を工事内容により設定し、絶対評価方式で評価する。ただし、「基本企業評価」は全ての工事に於いて必須とする。

表一2

四国地方整備局における「簡易型」評価項目及び評価点(案)【平成20年度版】

評価の視点	評価項目	評価対象項目				評価点				備考	
		7.9億～3億	3億～2億	2億～1億	1億未満	7.9億～3億	3億～2億	2億～1億	1億未満		
技術提案評価	簡易な施工計画	材料の品質の確認方法、管理方法の適切性	現場条件に応じて、1～4個の評価項目を設定する。 1億以上は、2項目以上の設定を基本とする。 ただし、技術的な工夫の余地の特に小さい場合は、1項目とすることが出来る。				1項目×「20点」				重要構造物工事等
		指定した施工上の課題への対応的確性									重要構造物工事等、現道工事等
		施工上配慮すべき事項の適切性									現道工事等
	工程管理の適切性										
合計						80	80	80	80		
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	◎	◎	◎	5	5	5	5	
		同種・類似の施工経験	◎	◎	◎	◎	10	10	10	10	
		工事成績	◎	◎	◎	◎	30	30	30	30	港湾空港部以外(平成8年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く)に係る工事成績) 港湾空港部に限る(平成13年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)に係る工事成績)
		優良工事技術者表彰	◎	◎	◎	◎	10	10	10	10	評価対象期間は、過去3年度。
	ヒアリング	技術者の専門技術力	◎	○	○	△	5	(5)	(5)	(5)	
		当該工事の理解度・取り組み体制	◎	○	○	△	5	(5)	(5)	(5)	
		技術者のコミュニケーション力	◎	○	○	△	5	(5)	(5)	(5)	
合計						70	55(70)	55(70)	55(70)		
企業評価	企業の施工実績	工事成績	◎	◎	◎	◎	30	30	30	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工程) 営繕部工事については、5年間の平均点(工程毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における4年間の平均点(当該工程)
		工事に係る表彰	◎	◎	◎	◎	10	10	10	10	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去3年度。
		繰り返し良い技術提案の実績	◎	◎	◎	◎	10	10	10	10	繰り返し良い技術提案をした実績を加点評価する。
		小計					50	50	50	50	
	地域精進度 地域貢献度 社会性	地理的条件(近隣実績)	◎	◎	◎	◎	10	10	10	10	
		社会的貢献に係る表彰	◎	◎	◎	◎	10	10	10	10	社会的な貢献により受けた表彰等を評価(災害貢献、地域貢献等)。評価の重複は、行わない。 評価対象期間は、過去3年度。
		事故及び不誠実な行為等	◎	◎	◎	◎	0～-30	0～-30	0～-30	0～-30	安全管理措置の不適切により生じた事故、及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。
		低入札工事に対する評価	◎	◎	◎	◎	0～-30	0～-30	0～-30	0～-30	新技術の採用など施工技術の工夫によるコスト縮減、保有設備の有効活用等、によるコスト縮減の妥当性が認められない場合、諸経費等が官積算に対して一定率以上計上されていない場合は対象となる。評価は、累積するものとする。
	小計						-60～20	-60～20	-60～20	-60～20	
	合計						-60～70	-60～70	-60～70	-60～70	基本企業評価点合計がマイナスの場合、競争参加資格を認めない
その他企業評価	地理的条件(営業拠点)	△	△	△	△	5	5	5	5		
	地理的条件(島内製作工場の有無)	△	△	△	△	5	5	5	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用	
	AS舗装、海上作業船団施工体制	△	△	△	△	10	10	10	10	AS舗装、海上作業船団工事に適用	
	合計					20	20	20	20		
						-60～220	-60～205	-60～205	-60～205	(◎のみ) 評価点の総和(=合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点」に換算し、加算点を算定する。	

◎:原則必須項目とする(ヒアリングは、3億以上で実施) ○:積極的に評価する項目 △:評価してもよい項目

※CPD: Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

「技術提案評価」、「技術者評価」、「企業評価」の各項目を工事内容により設定し、絶対評価方式で評価する。ただし、「基本企業評価」は全ての工事に於いて必須とする。

表一3

四国地方整備局における「施工体制確認型総合評価方式」の評価項目及び評価点 【平成20年度版】

評価の視点	評価対象項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階評価を基本とする。
施工体制確保の確実性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階評価を基本とする。
合計		30	

◎: 必須項目とする

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて、加算点(技術提案、企業評価、技術者評価)を減ずるものとする。

$$\text{施工体制評価後の加算点(最終)} = \text{開札時の加算点(仮)} \times (\text{施工体制評価点} \div 30 \text{点})$$